

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

鳥取県保健医療計画の変更(医務薬事課)

保険医療機関の指定(保険課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

保安林の指定予定(森林保全課)

公共測量の実施(管理課)

◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の

◇ 正 誤 平成十年八月十八日付鳥取県告示第五百五十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
篠原歯科医院	日野郡溝口町溝口一〇一三	平成十年八月十日

鳥取県告示第五百九十七号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第八項の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同条第十一項の規定により告示する。

平成十年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(次のとおり)は省略し、変更後の計画書を鳥取県福祉保健部医務薬事課並びに各健康福祉センター総務企画課及び地域保健福祉部に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第五百九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおの小児科内科医院	米子市西福原三丁目一〇一三四	平成十年八月十七日
坂根矯正歯科	米子市明治町一三一	〃
本荘歯科医院	鳥取市古海六七三―三	平成十年八月十八日
鳥取医療生協鹿野温泉病院	気高郡鹿野町大字今市二四二一	平成十年八月二十日

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 吉田 堅 一 西伯郡大山町豊房二五五三
 〃 行 天 孝 西伯郡大山町豊房二六八〇
 〃 井 上 猛 西伯郡大山町豊房二五六一
 〃 井 上 静 雄 西伯郡大山町豊房二五〇七
 〃 岡 村 守 雄 西伯郡大山町豊房二四五六
 〃 登 倉 寿 一 西伯郡中山町殿河内一〇七五
 〃 西 山 敏 夫 西伯郡中山町高橋一四六九
 〃 監 事 鉦 谷 安 範 西伯郡大山町豊房二七三八
 〃 来 嶋 仁 志 西伯郡大山町豊房二五九八

〃 近 藤 正 幸 西伯郡中山町松河原一八八四
 平成十年八月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 吉田 堅 一 西伯郡大山町豊房二五五三
 〃 行 天 孝 西伯郡大山町豊房二六八〇
 〃 井 上 猛 西伯郡大山町豊房二五六一
 〃 井 上 静 雄 西伯郡大山町豊房二五〇七
 〃 岡 村 守 雄 西伯郡大山町豊房二四五六
 〃 登 倉 寿 一 西伯郡中山町殿河内一〇七五
 〃 西 山 敏 夫 西伯郡中山町高橋一四六九
 〃 監 事 鉦 谷 安 範 西伯郡大山町豊房二七三八
 〃 来 嶋 仁 志 西伯郡大山町豊房二五九八
 〃 近 藤 正 幸 西伯郡中山町松河原一八八四
 平成十年八月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第六百号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
 米子市大谷町二八七の一、二八七の二
 二 指定の目的
 公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本道路公団中国支社鳥取工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（道路計画図作成）
- 二 作業期間 平成十年八月二十四日から同年十二月二十八日まで
- 三 作業地域 八頭郡河原町、用瀬町及び智頭町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十年九月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、六五三
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六〇、八七六
- 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三七、三八三
- 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三五、六三四
- 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、一四〇
- 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、八九三
- 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九一一
- 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、八一八
- 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇九四
- 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一八、一〇三
- 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、九二一
- 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、九八三

正 誤

平成十年八月十八日付鳥取県告示第五百五十四号（保安林の指定の解除予定について）
中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁五

段 下

行 八及び九

誤 一一四七の四八

正 一一四八の四八

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県
【定価一部一箇月二千三百円（送料を含む。）】